## スウィング預金 「スーパースウィング」取引規定

- ◎本規定は、「ひめぎん総合口座取引規定」を補完する規定です。下記の規定以外は、「ひめぎん総合口座規定」を準用します。
  - 1. 当行は、ひめぎんスウィング預金「スーパースウィング」(以下、「スウィング」といいます)について次の取扱いを行います。このスウィング対象の総合口座について、毎月1回所定の日に、総合口座普通預金(以下、単に「普通預金」といいます)から所定の金額を払出し、あわせて、満期可能な総合口座定期預金(以下、単に「定期預金」といいます)を満期払出し、取りまとめて指定内容の定期預金を作成します。

## 2. 定期預金の作成

振替指定日(当行の休業日の場合は翌営業日、以下「振替日」といいます)当日における次の明細を払出し取りまとめて、合計額の金額で作成しうる指定内容の定期預金で最も利率の高い定期預金を作成します。ただし、合計額が5万円未満の場合は、払出しおよび取りまとめは行いません(本通帳へ自動的に作成する定期預金は1口5万円以上とします)。なお、預入単位が定められている定期預金を作成した場合は、預入単位未満の金額は普通預金へ入金します。

- A. 普通預金から定期預金への振替の指定がある場合は、普通預金の残高のうち振替基準額 を超えた金額
- B. ひめぎん期日指定預金運用の定期預金のうち、据置期間経過済の定期預金の元利金(利 払式の場合は元金)。ただし、当該定期預金の2年以上利率が、作成する預金の利率より も高い場合は、当該定期預金を取りまとめの対象と致しません。

また、取りまとめしない申し出があった定期預金は対象としません。

- C. 振替日に満期の到来する自動継続式定期預金の元利金(利払式の場合は元金) ただし、取りまとめしない申し出があった定期預金は対象としません。
- D. 振替日に満期到来済の定期預金のうちあらかじめ取りまとめの申し出のあった定期預金の元利金(利払式の場合は元金)
- 3. 前条による取りまとめの対象とならなかった自動継続式定期預金の満期日が到来した場合は、あらかじめ指定された方法により満期日に自動継続します。
- 4. このスウィングによる普通預金の払出し、および定期預金の満期払出しについては、総合 口座規定又は定期預金規定の定めにかかわらず、預金通帳等および払戻請求書の提出を受け ずに当行所定の方法により取扱います。
- 5. このスウィングを行う場合の普通預金の残高の確定は当行所定の方法で行います。

以上

(2020年4月1日現在)

